

たか はし じゅん いち
高 橋 純 一

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文 第 139 号
学位授与年月日 平成10年11月5日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 アイルランド土地政策史

論文審査委員 (主査)

教授 佐藤 勝 則 教授 松 本 宣 郎
教授 安 田 二 郎
教授 小 野 善 彦

論文内容の要旨

序章 課題と方法

わが国の戦後のアイルランド史研究、ないしアイルランド問題の史的研究には、次の四つの主要な研究系列＝類型が確認される。第一系列は史学史的研究であり、第二系列は、マルクス・エンゲルスをはじめとする同時代人のアイルランド問題認識を廻る研究である。また、第三系列はアイルランド・ナショナリズム研究であるが、これは、戦後研究史の一大潮流をなしている感がある。最後に、第四系列は、農業＝土地問題を中心とする経済史研究である。本章、ひいては本学位論文が直接対峙するのは、この研究系列である。

第一系列の史学史的研究として最も注目に値するのは、1970年代半ばに公表された上野格氏の一連の論文である。現段階において強く求められているのは、上野論文に比肩しうるような総括的研究史整理であろう。

戦後研究史の第二系列、マルクス・エンゲルスのアイルランド論を廻る研究は、特にマルクスの生きた時代について、みるべき実証的成果を生み出している。これは積極面として評価し

えよう。だが、マルクスの所論への関心の集中は、同時に、著しく畸形的な研究状況をも現出させている。それは端的に言って、マルクスの死後、1880年代後半以降の歴史過程についての研究の等閑視である。1880年代後半から20世紀初頭にかけての時期がアイルランド問題の主要な内容をなす土地問題とホーム・ルール問題史上、決定的に重要な時代であることについて、異論はありえないのではなかろうか。

戦後研究史の第三系列、アイルランド・ナショナリズム研究の問題点としては、①アイルランド・ナショナリズムと直面したはずのイギリスの統治、ないし政策を問う視角が欠落していること、②アイルランド・ナショナリズムをその社会経済的背景との関連において把握するという関心が希薄なこと、以上二点が指摘されねばならない。また、わが国の戦後のアイルランド・ナショナリズム研究が1916年復活祭蜂起を分析の一点としたことにも由来して、本格的なアイルランド国民党研究は存在しない。国民党研究の欠落は、ホーム・ルール問題についての本格的モノグラフが存在しないこととともに、戦後研究史の重大問題をなしている。

戦後研究史の第四系列、すなわち、農業＝土地問題を中心とした経済史研究についても、重大な傾向＝問題を確認しないわけにはゆかない。一言にしてそれを要約すれば、1880年代後半以降の「大不況」後期と、20世紀初頭「古典的帝国主義」段階についての経済史研究が、長きにわたって欠落していたことである。だが、自作農創設政策の本格的展開、内地植民政策の進展、そしてアイルランド農業協同組合の簇生がみられたのは、他ならぬこの時期においてであった。アイルランドにおける土地制度変革の歴史的意味を問うこと、特にアイルランド統治問題との関連を追及することが、求められているといえよう。

これまでの検討を踏まえて、われわれは、アイルランド土地政策史研究をどのように構想すべきであろうか。まず、考察対象時期が19世紀末・20世紀初頭に定められる必要のあることは、すでに明らかであろう。次いで、われわれのアイルランド土地政策史研究は、国民的遺産ともいべき沢村康『小作法と自作農創定法』（改造社、1927年）第三編「アイルランドの土地政策」との学問的対決の上に構築されねばならず、およそ以下の序列で展開させる必要がある。

〔1〕政策主体、政策的意図

戦後研究史は多彩な同時代人のアイルランド問題意識を発掘・紹介しているが、一つの重要領域を看過している。それは、直接の政策当事者のアイルランド問題認識が本格的に究明されているとはいいがたいことである。同時代人のアイルランド問題意識を廻る研究は、ここまで拡張される必要がある。

〔2〕関連領域

アイルランド土地政策は、実に様々な問題群と関連する。特に、長期にわたるアイルランド土地法の展開過程において、自作農創設資金規模が段階的に拡大されていることが、注目され

るべきであろう。この方向において、アイルランド土地問題は、『時代の金融的諸条件及びそれらの諸条件が国家の借入能力に課する制約』と連繫することが銘記されるべきである。

〔3〕客観的効果

沢村氏は、アイルランド土地法の客観的成果を総括的に把握している。しかし、その客観的成果のうちアイルランドの地域的差異がどのように反映しているか、アルスターの独自の位置がどのように表現されているか、以上の点がなお問われなければならない。また、1903年ウィングダム法をもって、アイルランド農民の運動は鎮静に帰したか、この論点も追求されねばならない。

〔4〕統治問題への展望

保守党・統一党が推進した一連の本格的な自作農創設立法は、「温情によってホーム・ルールを圧殺する」(to kill Home Rule by kindness) 試みと呼ばれたことによってもうかがわれるように、自由党のアイルランドに対するホーム・ルール賦与路線とは対抗的な政策路線の展開に他ならない。アイルランド土地政策史研究は、アイルランド統治問題に寄与し、かつそれを展望しうるものとして構想される必要がある。

補論 安川悦子著『アイルランド問題と社会主義』

本書は、アイルランド・ナショナリズムを主要テーマとした貴重な研究書である。安川氏は、1880年代に視点を据えて、数多くの同時代人のアイルランド問題認識を立体的かつ重層的に描き出している。

第一章 19世紀末のアイルランド土地政策

グラッドストーン自由党内閣は、「アイルランド国教会廃止法」(1869年)、「地主・小作人(アイルランド)法」(1870年)、そして「アイルランド土地法」(1881年)、以上三つの土地関連法を制定している。ここでは、とりわけ次の諸点に留意したい。

第一に、自由党内閣のアイルランド土地政策は、小作制度の改革を通じてアイルランド土地問題の解決を図ることに主要力点が置かれていた。このような政策的志向は公正地代立法たる画期的な1881年法を生み出したのであるが、同法はその地代削減効果により、1880年代中葉以降本格的展開をみせる自作農創設にとって、特に本論文の第二章で考察するウィングダム法の成立にとっても、歴史的かつ論理的な前提条件たるべきものであった。

第二に、当該段階の自作農創設は、小作制度の改革に比して、いわば従たる側面をなす。当該期の端緒的な自作農創設方式の特質として確認されるべきは、その限定的性格であろう。このような性格は、自作農創設のための財政条項にその表現を見い出している。すなわち、如上の三つの法律に共通して国家の融資＝信用は土地購入代金の一部(三分の二から四分の三)に対してのみであり、70年法と81年法の自作農創設条項不成績の原因は何よりもここに求められ

ねばならない。

第三に、アイルランド農民の要求は、グラッドストーン自由党内閣の政策的対応を越えるものがあったといわねばならない。すなわち、1879年に組織された「アイルランド全国土地同盟」は、①搾出地代、追放、地主の抑圧の廃止とともに、②公正な条件で、彼が耕作する土地の所有者となることを、すべての小作農の権能とするが如き、アイルランド土地制度の根底的変革を求めていたのである。

1880年代中葉以降の「農業大不況」後期において、ソールズベリ保守党・統一党内閣は、客観的に意味ある本格的な自作農創設立法として、アシュボーン諸法（1885、1888年）とバルフォア諸法（1891、1896年）を制定した。1891年には、内地植民政策も開始されている。その条件の一つとして、「農業大不況」深化を背景としつつ、アイルランド農民が新たな形態の対地主闘争に乗り出したことがあげられよう。

まず、アシュボーン法は、①土地価格全額の現金での貸付を規定したこと、②「地代よりも低い年賦金支払」関係を成立させたこと、等によって、地主と小作人双方を引きつけ、ほとんどスタートから成功であった。アシュボーン法の下で、1902年までに、土地を購入した小作農は約2万5,000名、売却土地面積は94万3,000エーカーに達した。当該立法によって、土地購入政策は決定的に保守党サイドによって採用されたといえよう。

次いで、バルフォア法は、前貸限度額を3,300万ポンドという、従来よりも一段と高い水準（アシュボーン法の場合、二つの法律の合計で1,000万ポンド）に引き上げた。その規定としては、特に以下の二点に注目しておきたい。第一に、地主は、従来のように現金ではなく、特別に創造された2.75%利付土地債券の額面価格で支払われる。同土地債券は、次章でみるように、ウィングダム法の財政計画の本質的条件ともなっている。ただし、両法における土地債券の位置づけは相違している。第二に、土地購入者が返済する利子と償却費は、「土地購入会計」に繰入られる。年賦金支払の不履行により同「会計」に生じうる不足は、アイルランド地方税を主たる財源とする「保障基金」から補われる。この「保障基金」もまたウィングダム法の本質的条件をなしている。

両バルフォア法の下で、1902年までに、約3万7,000名の小作農が土地を購入した。その面積は118万5,000エーカー、融資額は1,080万9,000ポンドである。したがって、バルフォア法は、一方において先のアシュボーン法を上まわる実績を示すが、他方、前貸限度額3,300万ポンドと比較すれば、実現しえた貸付はわずかである。後者の原因は、何よりも土地債券の価格変動のうちに求められよう。

アイルランド土地政策史上における19世紀末「大不況」の意義は、アイルランド農民運動の未曾有の高揚を背景としつつ、アイルランド土地問題に対する二つの対照的かつ対抗的な政策

路線を明瞭に打ち出したことに求められよう。この点において、アイルランド土地政策の展開過程は、イングランドのそれとは著しく相異している。1880年代中葉以降の「農業大不況」後期において、アイルランドでは、強制的土地購入の徹底した回避を基本的性格とする地主的土地改革が進行した。保守党・統一党を推進主体とする19世紀末のこの地主的土地改革の段階的特質は、いまだ『アイルランドの土地全体』の購入を射程に入れていないことに求められよう。一方における自由党の小作制度改革、アイルランドに対するホーム・ルール賦与路線、対するに保守党・統一党の自作農創設政策、本章において検出された以上二つの政策路線は、20世紀初頭段階においてどのような様相を呈するのであろうか。つづいて、われわれは、この問題を検討しよう。

第二章 1903年ウィングダム法の成立

『アイルランドの諸階級の和解』、『平和と繁栄』を標榜して1903年に成立したウィングダム法は、「零細借地農民の国」から「農民的土地所有者の国」への歴史的転化を媒介した一連のアイルランド土地法のなかで、最有力の立法、最大の土地購入法であった。同法は、「農業大不況」後期以降、保守党・統一党が追求してきた自作農創設政策の画竜点睛として位置づけられよう。

ウィングダム法が最大の土地購入法たりえた根拠は、次の点に求められる。第一に、一方では、現行裁定地代を1-4割下まわる年賦金支払という形で小作農に土地購入のための『誘因』を提供し、他方、地主的利害への慎重な配慮を示しつつ、彼ら地主を土地売買へ導くための数々の『誘因』を規定し、かくして両段階を統一党の政策路線にかなりの程度結集しえたこと、併せて、第二に、「アイルランド土地購入基金」、「保障基金」に依拠した2.75%利付土地債券発行を媒介として、シティから巨額の自作農創設資金を導入しえたことである。

ウィングダム法は真に瞠目に値する巨大な立法であったが、しかし、同法の成立をもってしても、われわれは、アイルランド土地問題の歴史的「解決」について語りうるにすぎない。むしろ、ウィングダム法成立がアイルランド土地問題の局面を大きく変化させたことが注目されるべきであろう。第一に、ウィングダム法の下においては、土地債券の額面割れに規定されて、「所領売却協定の洪水」と現実の前貸額との間に著しい乖離が生じ、その差が「懸案となった協定」として累積していた。「最後の自由党政権」は、この問題に対する財政的対応を余儀なくされるであろう。第二に、ウィングダム法は、自作農創設を大きく前進させたことによって、内地植民をアイルランド土地問題の一焦点としてクローズアップしたといえよう。なるほど、ウィングダム法の下において、内地植民事業は先行立法以上の成果を示すとはいえ、「地方の感情」を静めることは出来ず、そのため「家畜追立て」闘争、「牧場戦争」が現出していた。加えて、アイルランド・ナショナリストは、伝統的にアイルランド西部の稠密救済事業に格別の関心を

払っていた。これらの事情は、自由党政権の政策的対応を必至とするであろう。

統一党政権下のアイルランド農業＝土地政策の領域に、二つの協議会が見い出される。アイルランド農業協同組合運動史上における「全党派協議会」としての「リセス委員会」と、ウィングダム法成立に前提を与えた「アイルランド土地問題協議会」とである。統一党のアイルランド農業＝土地政策が「社会的和解」、「融和」の外観を呈するのは、この協議会方式のためであろう。統一党の土地政策は、その全領域において強制的土地購入を回避しており、階級協調的・自作農創設優位の政策と特徴づけることが出来よう。統一党の政策路線はまた、「農業信用組合」、「アイルランド農業組織協会」に対する補助金政策により、アイルランド農業協同組合運動をも統括しようとするものであった。

統一党の政策路線は、しばしば、「温情によってホーム・ルールを圧殺する」と形容される。事実、「土地問題協議会」議長ダンレーヴンは、ウィングダム法成立の翌年、「アイルランド改革協会」を結成し、アイルランドに対する「権限委譲構想」(devolution plan)を提示する。次章で検討するように、ダンレーヴンのこの提案は、政界に巨大な波紋を投げかけるのである。かくして、「建設的ユニオニズム」は、農業＝土地問題からアイルランド統治に至る立体的な政策路線として、さらにその歴史的意義が追求される必要があるといえよう。

第三章 20世紀初頭アイルランドに対する権限委譲構想

積年のアイルランド土地問題が20世紀初頭に至り特定の仕方で歴史的「解決」をみたことは、他方、アイルランド「自治問題」に対して、いかなるインパクトを与えたのであろうか。本章は、ダンレーヴン伯の提起したアイルランドに対する権限委譲構想に即して、この問題の一端を検証しようとするものである。

ウィングダム法成立の後、伯らが提起した権限委譲構想は、「南部ユニオニズム」、「アイルランド・ユニオニズムのリベラルな要素」を体現するものであり、「開明的」地主階級によるアイルランド統治改革構想であったといえよう。ただし、アイルランド問題の深刻さは、「融和と善意」、「温和で進歩的なあらゆる意見の結合」を標榜するこのような改革構想が狭隘な支持基盤を持つにとどまる点に求められる。

「アイルランド改革協会」第一次報告書は、グレート・ブリテンとアイルランドの間での議会の連合が帝国の政治的安定と二つの島の繁栄にとって不可欠であると主張しながら、連合と権限委譲との両立可能性を説いていた。この点は、ダンレーヴン伯らにとって根本原則に他ならなかった。また、「改革協会」第二次報告書は、「アイルランド財政評議会」創設と「立法制定機関」設立提案とを二大支柱とするものであった。今後進展が期待されるホーム・ルール問題研究においても、「ホーム・ルール法案の財政条項」、「新しいアイルランド議会に与えられるべき財政的機能」、「イングランドとアイルランドの財政関係」に分析の一点が設定される

必要があろう。権限委譲構想の歴史的な性格把握は、このような作業との関連においてのみ可能とされるであろう。

権限委譲構想の歴史的系譜・継承について、ダンレーヴン伯が、1907年に次のように述べていることに注目したい。すなわち、「権限委譲のための一貫性の私の主張を支持して、私はチェンバレン氏自身よりもすぐれた権威にたよることは出来ない。彼はこの原則の最初の提唱者であったのみならず、アイルランドに適用される『権限委譲』という用語の創造者でもあった」、
「20年前、リベラル・ユニオニスト党の承認された指導者たちによって概説された政策は、すべての本質的な点において、今日のアイルランド改革協会の政策と同一である。当時、彼らは以下のことを希望していた。『アイルランド地方業務の委譲によって帝国議会を救済すること』であり、『連合と両立する巨大な自己統治の手段を、アイルランドに与えること』である。
・・・特にチェンバレン氏は、進歩的で理性的なユニオニストの政策への忠誠の点で首尾一貫していた」と。他方、*The Case for Devolution and A Settlement of the Home Rule Question by Consent, London, 1913*という同時代文献の存在は、第一次世界大戦直前においても、権限委譲構想がアイルランド統治改革構想の伏流として存在しつづけることの一証左であろう。

第四章 第一次大戦前のアイルランド農業＝土地政策

沢村康氏の戦前の画期的労作『小作法と自作農創定法』第三編は、「アイルランドの土地政策」における「二個の潮流」を析出しつつ、端的に次のように述べていた。「自由党は小作制度の改革に力を盡し保守党は自作農の創定に努力し斯くて両々相俟って土地問題の解決に進んだのである」と。確かに、アイルランドにおける本格的な自作農創設立法の展開、すなわち、1885年のアッシュボーン法を起点とし、バルフォア諸法（1891、1896年）において拡張され、1903年のウィングダム法にその完成形態を見出した政策系列は、その推進主体が一義的に保守党・統一党であることを示している。語の厳密な意味での自作農創設政策に視野を躊躇する限り、自由党は、1909年のバーレル法において、ウィングダム法の財政計画の批判者として（大蔵省の観点！）位置づけられるにすぎないように見える。だが、果たして、第一次大戦前、「最後の自由党政権」下のアイルランド土地政策一般が大蔵省の観点からする対応にとどまるのであろうか。アイルランド土地問題の歴史的「解決」との関連において、大戦直前に深刻化したホーム・ルール問題に対する展望を獲得してゆくためには、自由党政権下の独自の農業＝土地政策の検討が不可欠であろう。

1903年のウィングダム法はアイルランド土地問題の局面を大きく変化させ、同法の下においては、2.75%利付土地債券の額面割れに規定されて「所領売却協定の洪水」と現実の前貸額との間に著しい乖離が生じ、その差が「懸案となった協定」として累積していた。この「懸案となった協定」は、自由党政権下、バーレル法の財政的対応によっても解消されえず、第一次大戦後

に至るまでアイルランド土地問題の一底流を形づくることになる。「懸案となった協定」の下において、地主は、小作農から「土地委員会」を介して、土地売却代金の利子を支払われるにすぎず、ボーナス（土地売却奨励金）の利子は支払われない。他方、小作農は、この間、自作農創設年賦金設定に伴う利得を十分享受しえないのみならず、土地所有権に接近することも出来ない。したがって、アイルランドの農村に不満が内向することになるであろう。

厳密な意味での自作農創設政策をみる限り、自由党政権の達成を高く評価することは困難である。しかし、この点は、「最後の自由党政権」のアイルランド土地政策一般が消極的であったことを意味しない。それどころか、自由党政権は、「1903年以後の土地問題」の特有の一発現形態というべき「家畜追立て」闘争、「牧場戦争」に対して、積極的措置を講じており、同政権のアイルランド土地政策は、反地主的・内地植民優位の政策と規定することが出来よう。自由党政権のアイルランド土地政策にこのような特質を賦与した主体的条件は、「権限委譲危機」以降の「自由党と国民党の同盟」関係に求められるであろう。アイルランド農業協同組合に対する、1907年以後の補助金政策の転換もまた、国民党の「建設的ユニオニズム」批判のためであった。

それでは、20世紀初頭のアイルランド農業＝土地問題に対して二つの政策路線が展開し、対抗したことの歴史的意味、特に大戦直前に深刻化したアイルランド問題にとっての意味は何であろうか。最後に、この点に論及しておきたい。

ウィングダム法が帯びていた階級協調的色彩、「融和」の外観は、自由党政権下の独自の土地政策の展開によって払拭された。自由党のアイルランド農業＝土地政策は、地主利害ないしユニオニストとの先立つコンセンサスなしに、国民党のプレッシャーの下で一方向的に推進されている点に特徴がある。しかしながら、このような事態は、地主階級の反発を惹起し、その反発は、①1910年総選挙の結果、「自由党と国民党の同盟」における後者の比重が高まり、②1913-14年、本来の自作農創設の領域に強制的土地購入原則の導入を意図した法案が上程される時、決定的には、③1911年議会法がアイルランドに対するホーム・ルール法案通過の現実的可能性を切り開いたとき、一層増長されることになるであろう。この意味において、自由党の農業＝土地政策は、「政治的不安と闘争」を生み出しつつ、アイルランドにおけるユニオニスト陣営とナショナリスト陣営との間の亀裂を広め、暴力的対決の場を用意したといえよう。

終章 展望

フッカー（E. R. Hooker）女史は、「ほとんどすべての農民が小作農であった国から、農民のほとんどが土地所有者である国への、アイルランド農村の転化」を考察対象として、この歴史過程を、次の四つの時期に区分していた。第一、「試行期（1869-1885年）」、第二、「拡張期（1885-1903年）」、第三、「全般的土地購入の時期（1903-1922年）」、そして、第四、「普遍的土

地購入の時期（1923-1936年）」、と。第四の時期に対しては、また、「農場土地所有権計画の完成」とのタイトルも与えられている。

第四の時期に先行する三つの時期にあつては、ウェストミンスター・イギリス議会において、アイルランド全土を対象としたアイルランド土地法が制定されていた。第四の時期において、このような関係は失われている。北アイルランド議会は、1921年6月、国王ジョージ5世によって正式に開かれた。しかし、北部6州における土地購入は帝国政府に「留保された業務」であったので、北アイルランドに対する土地購入法は、従来と同様、イギリス議会において制定される。

これに対して、アイルランド自由国を対象とした土地法は、アイルランド議会（the Dail）で制定される。南部26州では、アイルランド自由国政府が土地政策の推進主体として登場している。周知のように、マルクスは、1881年4月、当時グラッドストーンにより上程された「アイルランド土地法案」の行方を見守りつつ、次のように述べていた。すなわち、「アイルランド土地問題の現実の諸困難……は、きわめて大きいので、それを解決する唯一の真の道は、アイルランド人に自治を与え、こうして彼ら自身でそれを解決するようにさせることであろう。だが、ジョン・ブルは、このことを理解するには、あまりにも愚か」である、と。アイルランド土地問題の解決がアイルランド人自身にゆだねられる関係は、この時点において成立したといえよう。アイルランド土地政策の推進主体の変化というこの一点のみをもって、第四の時期は格別に興味深く、今後の本格的検討を待っている。この時期においては、「着想において大胆」、「その条項において、一層包括的かつ徹底的」な土地法が制定されることになろう。

論文審査結果の要旨

本論文は、19世紀末から20世紀初頭に至るイギリスの対アイルランド土地政策を三つの段階（19世紀末グラッドストーンのアイルランド土地政策〔第一章〕、1903年ウィングダム法〔第二章〕、第一次大戦前のアイルランド農業＝土地政策〔第四章〕）に区分するとともに、当該問題と密接な関連をもつアイルランド統治をめぐる権限委譲問題の分析（20世紀初頭アイルランドに対する権限委譲構想〔第三章〕）を加えて本論が構成されている。

序章においては、研究史を4つの系統に分類し、それぞれの特徴と問題点が指摘される。①史学史的研究、②マルクス・エンゲルスをはじめとする同時代人のアイルランド認識をめぐる研究、③アイルランド・ナショナリズム研究、④農業＝土地問題を中心とする経済史研究の四系統がそれである。補論の安川悦子の研究『アイルランド問題と社会主義』は、③アイルラン

ド・ナショナリズム研究に属するものとされている。

こうした分類に基づき、研究史上まず第一に、大不況期（1873～96年）から第一次世界大戦にかけての本格的なイギリスの対アイルランド土地政策施行の時期が、②や③の研究系列のいずれにおいても空白とされてきたこと。また第二に、イギリス本国の政策立案者の政策意図や政策思想に立ち入った研究が欠如してきたことが指摘される。

その上で、本論文が直接切り結びうる唯一の本格的先行研究として、澤村康『小作法と自作農創定法』（改造社1927年）第三編「アイルランドの土地政策」が取り上げられる。澤村の研究は、戦前のわが国における寄生地主制「地主・小作問題」とアイルランドの小作制度との比較による政策提案を意図した実践的な研究である。

本論文は、澤村の研究を高く評価しつつも、澤村が分析の中心に据えた土地法とその客観的効果の検証に止まらず、以下の課題の解明を研究目的として掲げている。即ち、[1] 政策主体であるイギリスの対アイルランド土地政策の政策意図の分析 [2] 土地政策の関連領域の分析（アイルランド自治問題や財政改革問題との関連） [3] 土地政策の客観的効果の分析（アイルランドの地域構造特にアルスターの特異な地域的特質の分析）、この三点である。

次いで第一章「19世紀末のアイルランド土地政策」においては、グラッドストーン自由党内閣時代の土地政策、アイルランド国教会廃止法（1869年）、地主・小作人法（1870年）、アイルランド土地法（1881年）の制定に込められた政策意図とその思想が考察される。その結果、自由党の対アイルランド土地政策は基本的に小作制度改革に力点をおいており、アイルランドに対してホーム・ルール（内政自治）を賦与するねらいを持つものであったこと。これに対して、保守党＝統一党が推進したアシュボーン諸法（1885、1888年）ならびにバルフォア諸法（1891、1896年）に込められた政策意図は、本格的な自作農創設にあり、農業大不況に対応した内地植民政策をも展望する政策であったこと。歴史具体的には、保守党＝統一党政権下において、土地購入資金の貸付と「地代よりも低い年賦金支払い」そして地主に対する土地購入代金の現金支払いの関係の創出（アシュボーン法）から貸付限度枠の拡大と2.75%利付土地債券発行方式へ（バルフォア諸法）という「地主的土地改革の本格的展開」が見られたことが解明されている。

次いで第二章においては、保守党＝統一党が推進したアイルランド土地政策の画竜点睛ともいべき、1903年のウィングダム法が分析される。ロンドンのシティーからの「アイルランド土地購入基金」、「保障基金」への資金導入、裁定地代水準を1－4割下回る年賦金支払い、地主の土地売却の促進を内容とする政策が、大きな成果を生むとともに、アイルランドへの「権限委譲問題」という、アイルランド統治の新たな見直しへの気運が醸成されていくことがあつげられている。

第三章では、20世紀初頭に提起される統一党のアイランドへの「権限委譲構想」の担い手となるアイランド「土地問題協議会」議長ダンレーヴンの政策的意図ならびに構想が分析される。この構想は、土地問題の画期的成果の上にアイランド自治を「アイランド財政評議会」創設と「立法制定機関」設立によって達成せんとする建設的ユニオニストの提案であった。しかし、この穏健な統一党主導の改革構想がアイランド国内では、小作農民の政治的過激化によって狭隘な支持基盤しかもちえなかったことが解明されている。

第四章では、第一次大戦以前のアイランド農業＝土地問題に取り組んだ自由党の保守党＝統一党の土地政策路線に対抗する政策が分析される。自由党の政策は、この段階においては、保守党＝統一党の自作農創設政策を批判する内容をもっており、反地主の内地植民政策を展望するものであった。その限りにおいて自由党の政策路線は、アイランド地主の抵抗に直面し、アイランド土地問題の最終的解決を停滞させ、政治不安と暴力的闘争を助長する結果となっていくことが、明らかにされている。

終章の展望においては、両世界大戦間期におけるイギリス議会のアイランド土地法制定から最終的にアイランド議会自身による土地問題の解決へと至る過程が展望されている。

以上の考察をとおして、本論文は近代アイランド史研究に対して、農業＝土地問題の基本問題に関する新たな解釈を提示するとともに、隣接諸領域、即ちアイランド自治問題や財政改革問題との関連を示唆することによって、研究史に大きな貢献をなしている。またイギリス近代史研究に対しても、アイランド農民運動を背景に展開されるイギリスのアイランド土地政策の二つの対抗路線の解明、わけでも保守党＝統一党の「地主的改革」路線を提示することによって、イギリス農業・土地問題研究における吉岡昭彦、米川伸一両氏の先行研究の問題点を鋭くつき、新たな歴史像の再構成に寄与している。

よって、本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。